

【景気対応緊急保証制度の創設等に係る中小企業資金繰り対策の具体的な内容】

	景気対応緊急保証制度 ( <u>現行の緊急保証制度を利用しやすく改善し、平成22年2月15日より取扱開始</u> )	セーフティネット貸付(日本公庫) 危機対応貸付(商工中金)
事業規模の拡大	30兆円 → 36兆円(+6兆円)	17兆円 → 21兆円(+4兆円)
取扱期限の延長	平成22年3月31日→平成23年3月31日	平成22年3月31日→平成23年3月31日
上記(事業規模・取扱期限)以外の内容	<p><u>制度の改善内容</u></p> <p>①一般保証でも対象となっていない業種を除き、<u>原則全業種の方々が利用可能となる。</u> [対象業種数(細分類)] (現行:793業種 → 今後:1,118業種)</p> <p>②業種認定の際に用いる「分類」を大括り化し、市区町村における認定手続きを簡素化する。</p> <p>③利用可能企業の認定基準を緩和。 (「前年比」とされている売上高基準に「<u>2年前比</u>」を追加)</p>	<p><u>金利引下げ措置の延長・拡充(日本公庫)</u></p> <p>①特に業況が悪化している事業者に対する▲0.3%の金利引下げ措置を延長。</p> <p>②雇用維持・拡大に取り組む事業者に対する▲0.1%の金利優遇を▲0.2%に拡充。 (平成22年2月15日融資実行分より適用開始)</p> <p>③無担保貸付等の円滑な実施のため、従来の金利引き下げ措置を延長。 (中小企業事業部門:上限金利(3%)の継続 国民生活事業部門:第三者保証人を不要とする融資についての上乗せ金利低減措置(▲0.3%)の継続)</p>